2. 個人情報保護法

1. 背景・目的

1 背景

1970 年代以降、ITの進展によって個人情報の利用が著しく拡大したため、個人のプライバシーの保護の必要性が高まり、欧米諸国ではそれぞれ独自の個人情報保護に関する法律が整備された。しかし、プライバシーの保護をあまりに重視して、過度に個人情報の利用を規制することは、ITの進展や経済の発展の妨げ等に繋がるため、そのバランス調整に留意する必要がある。

また、各国の制度が大きく違うことによって、それが各種のトラブルへ発展することも危惧された。

そこで、1980年にOECD(経済協力開発機構)は、各国の個人情報保護レベルを一定にするためのガイドラインとして「OECD8原則」を制定した。そして、各国でこれに沿った個人情報法制が整備されていく中で、我が国でも追随する形で 2003年に個人情報保護法が制定された。

■2015 年個人情報保護法の改正

個人情報保護法が 2015 年 9 月、約 10 年振りに改正され、2017 年 5 月 30 日 に施行された。今回の改正では個人情報の活用にも目を向けている。

●個人情報の定義の明確化

改正法では、保護の対象をより明確にするため、「個人識別符号」を導入し、身体の一部の特徴を変換した符号、又はサービスの利用・商品の購入若しくは書類に付される符号も個人情報とすることを明らかにした。具体的には、指紋データや顔認識データ、旅券番号、免許証番号等がこの種類の個人情報に該当するとされている。

また、移動履歴や購買履歴などについても、「他の情報と容易に照合できることで特定の個人を識別できる」場合、やはり個人情報として取扱うことと考えられる。

②「匿名加工情報」としての利活用が可能に

個人情報の利用は、旧法では、本人全てから同意を得たうえでその際の利用目的 の範囲内で行われる必要があったが、ビッグデータで取扱われるような膨大な数 の個人情報については、本人から同意を得るのは難しく、改正法では、「個人情報」 に該当しないようデータを加工して「匿名化」することで、本人のプライバシー が保護されたうえで利活用が可能になるとしている。匿名加工情報とするための 加工の方法等については、後述参照。

3個人情報保護委員会の設置

2016年1月に特定個人情報保護委員会を改組して内閣府に設置された。 個人情報保護委員会とは、特定個人情報保護委員会が担当してきたマイナンバー の適正な取り扱いの確保のための業務を引き継ぐとともに、新たに個人情報保護 法を所管し、個人情報の有用性に配慮するとともに個人情報の適正な取り扱いの 確保を図ることを任務とする委員会をいう。

その他、トレーサビリティ確保と個人情報データベース等提供罪が新設され、国 境を超えた適用・越境データの適用等についても改正された。

:• Check Point

我が国の個人情報保護法制では、プライバシーという包括的・拡張的な概念に代えて、個人情報というより限定的・正確な概念を用いている。

2目的

個人情報保護法は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2. 定義

□個人情報とは何か(2I)

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

●個人情報保護法により、保護される個人情報とは何か。

生存する個人に関する情報である。

なお、旧法とは定義が変更された。すなわち、以下のものをいう。

- (I)個人情報とは何か
- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、個人の情報が 識別することができるもの
- ② 個人識別符号が含まれるもの(※)

※個人識別符号とは、単体で個人情報であり、容易照合性は必要ではない。次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- (Ⅱ)個人識別符号とは何か
- ①特定の個人の情報の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号
- ②個人に提供される役務の利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号
- ※1 上記①の例として、DNA を構成する塩基の配列、顔の骨格、虹彩、声紋、 歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋が挙げられる。
- ※2 上記②の例として、旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、 マイナンバー、各種保険証などが挙げられる。
- (Ⅲ) 要配慮個人情報とは何か

◎個人情報のうち、本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別または 偏見が生じる可能性のある個人情報を「要配慮個人情報」という。

要配慮個人情報については、本人の同意を得て取得することを原則とし、本人の同意を得ない(拒否選択による)第三者提供の特例(オプトアウト)から除外している。

3章 一般知識等

◎例外

あらかじめ本人の同意が不要な場合(個人情報保護法17Ⅱ)。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤ 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項 各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開され ている場合
- ⑥ その他上記①~⑤に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

2個人データ・保有個人データとは何か

①個人データとは何か(2Ⅵ)

上記1で説明した「個人情報」について、検索ができるようにデータベース化しているもの(個人情報データベース化等)を構成する個人情報が個人データである。

Check Point · · ·

データベース化はコンピュータによる必要はなく、紙の個人情報を検索可能な状態にしたものも、個人情報データベースである。

例えば、手書きの電話名簿や名刺をアイウエオ順に並べている名刺帳など も該当する。

②保有個人データとは何か(2VII)

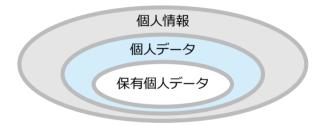
保有個人データとは、個人データの中で、個人情報取扱事業者(後述)が、開示、 内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行 うことができる権限を有するものをいう。

しかし、次に挙げるものは除かれる。

- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、 身体又は財産に危害が及ぶおそれがある
- ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、**違法又は不当な行為を** 助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、**国の安全が害されるおそれ**、他国若しくは国際機関との**信頼関係が損なわれるおそれ**又は他国若しくは国際機関との**交渉上不利益を被るおそれ**があるもの
- ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、**犯罪の予防、鎮圧又は** 捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- ⑤ 6 ヶ月以内に消去することとなるもの

3個人情報との関係

個人情報をデータベース化したものが個人データであり、その一部が保有個人 データである。つまり、それらは、個人情報の一部をなすものである。



③個人情報取扱事業者とは何か(2V)

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者以外で、個人情報データベース等を 事業の用に供している者をいう(営利・非営利は問われない)。

- ①国の機関
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人等
- ④地方独立行政法人

4 匿名加工情報(2IX、2X、36~39)

(I) 匿名加工情報とは何か

この法律において「匿名加工情報」とは、一定の措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であっ

629

3章

一般知識等

個人情報保護

- て、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- ① 本法において保護される個人情報で、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除することは、当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含むものである
- ② 個人識別符号について、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することは、当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含むものである

なお、匿名加工情報は、加工することによって特定の個人を識別することができないようにするわけであるから、「個人情報」には該当しない。

(Ⅱ) 匿名加丁情報取扱事業者とは何か

この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第36条第1項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第5項各号に掲げる者を除く。

5項に規定している者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等)
- ④ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人)

(Ⅲ) 利用目的の特定による緩和(15Ⅱ)

1利用目的の特定(15I)

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

②「相当の」削除(15Ⅱ)

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

3. 個人情報取扱事業者の主な義務

| 利用目的

1利用目的の特定(15)

個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り特定しなければならない。

また、それを変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に 認められる範囲を超えて行ってはならない。

②利用目的の制限(16Ⅱ、Ⅲ)

個人情報取扱事業者は、次の場合を除き、予め本人の同意を得ないで上記 の 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはな らない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 公的機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

③データ内容の正確性の確保等(19)

19条は、「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」と規定している。

特に個人データの削除は改正点であり、重要である。

ここで問題なのは「利用する必要がなくなったとき」の基準であるが、個人情報 取扱事業者の実態に即して客観的に判断されると考えられている。今回の改正点 である。なお、努力義務である点に注意。

2 適正な取得等

● 1 適正な取得(17)

個人情報取扱事業者は、**偽りその他不正の手段**により個人情報を取得してはならない。

3章

一般知識等 05

②取得に際しての利用目的の通知、公表(18)

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的 を公表している場合を除き、**速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は** 公表しなければならない。

3要配慮個人情報について(17Ⅱ)

個人情報取扱事業者は、以下に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

① 法令に基づく場合

- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤ 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項 各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開され ている場合
- ⑥ その他上記①~⑤に掲げる場合に進ずるものとして政令で定める場合

3安全管理等

①データ内容の正確性の確保(19)

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該 個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

2安全管理措置(20)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止 その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなら ない。

③従業者の監督(21)

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切

な監督を行わなければならない。

4 委託先の監督(22)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、 その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた 者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 第三者提供の制限(23)

①個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意 を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

つまり、事前に本人の同意原則(オプトイン方式)を採用している。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2その他(23Ⅱ)

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。 以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別され る個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲 げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、 本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委 員会に届け出たときは、当該個人データを第三者に提供することができる。

- ① 第三者への提供を利用目的とすること
- ② 第三者に提供される個人データの項目
- ③ 第三者への提供の方法
- ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を 停止すること
- ⑤ 本人の求めを受け付ける方法

633

3

音

一般知識等

5 保有個人データの開示、訂正等、利用停止等

1開示(28)

個人情報取扱事業者は、本人から、本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しない時はその旨を知らせることを含む)を求められた時は、以下の場合を除き、本人に対し、書面の交付等により、 遅滞なく、保有個人データを開示しなければならない。

なお、以下の場合を理由として、開示請求の全部又は一部を不開示にすることができる。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 他の法令に違反することとなる場合

2訂正等(29)

個人情報取扱事業者は、本人から、本人が識別される保有個人データの内容が 事実でないという理由によって保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(訂 正等)を求められた場合には、一定の場合を除き、利用目的の達成に必要な範 囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、保有個人デー タの内容の訂正等を行わなければならない。

調査の結果によっては、訂正等を行わない旨の決定ができる。また、訂正したかどうかにかかわらず、その結果を本人に対して遅延なく通知する義務がある。

3利用停止等(30)

個人情報取扱事業者は、本人から、本人が識別される保有個人データが利用目的による制限に違反して取り扱われたという理由で又は適正な取得に違反して取得されたものであるという理由で、保有個人データの利用の停止又は消去(利用停止等)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、次の双方を満たす場合を除き、違反是正のために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

- ① 当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合、その他の利用停止等を行うことが困難な場合
- ② 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置(損害賠償をするなど)をとるとき

6手数料 (33)

個人情報取扱事業者は、本人から利用目的の通知又は、保有個人データの開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、**手数料を徴収することができる**。 また、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

| 7個人情報取扱業者による苦情の処理(35)

個人情報取扱事業者は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

また、そのために、必要な体制の整備に努めなければならない。

5. 匿名加工情報取扱業者の義務等(36 ~ 39)

1 匿名加工情報の作成等

①匿名加工情報とは何か

この法律において「匿名加工情報」とは、以下に掲げる個人情報の区分に応じて 当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人 情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元するこ とができないようにしたものをいう。

なお、匿名加工情報は、特定の個人を識別できないのだから、個人情報には該 当しない点に注意。

個人情報の区分	加工方法
当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録等	当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
個人識別符号が含まれるもの	当該個人情報に含まれる個人識別符号 の全部を削除すること(当該個人識別 符号を復元することのできる規則性を 有しない方法により他の記述等に置き 換えることを含む。)

3章

一般知識等

人情報保護

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別する こと及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために 必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報 を加工しなければならない。

③安全管理のための措置

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

4公表

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会(後述)規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

5第三者への提供

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に 提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、 第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその 提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

6照合不可

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱 うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識 別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

▽その他必要な措置

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の 安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱 いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するた めに必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなけれ ばならない。

②匿名加工情報の提供(37)

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

③識別行為の禁止(38)

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは一定の法律の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

当たり前である。何のために匿名に加工したのか分からない。

4安全管理措置等(39)

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。努力義務である。

6. 個人情報保護委員会

□個人情報保護委員会とはなにか(59)

改正前は、監督は所管する主務大臣であり、縦割り構造の弊害がでたり、どの大 臣が所轄するのか不明な業界もあった。

そこで、新法では、分野包括的かつ専門的知見が蓄積可能な規制機関として「個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)」を創設した。行政法上は同委員会は3条委員会である。

委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

2任務(60)

委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力あ

3章

一般知識等

05

個人情報保護

637

る経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、マイナンバーに関する任務を行う。

③所管事務(61)

以下に掲げる事務をつかさどる。

基本方針の策定及び推進に関すること。

取扱いに関する監督並びに個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第4号に掲げるものを除く)。

ア個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い

- イ 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の 取扱いに関する監督
- ウ行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する 行政機関における同条第9項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第 10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。) の取扱いに関する監視
- 工独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の取扱いに関する監督並びに個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第4号に掲げるものを除く。)

認定個人情報保護団体に関すること

マイナンバーの取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること

特定個人情報保護評価(番号利用法第 27 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関すること

個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること

上記に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること

所掌事務に係る国際協力に関すること

上記に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会 に属させられた事務

4職権行使の独立性(62)

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

5組織等(63)

- ① 委員会は、委員長及び委員8人をもって組織する。
- ② 委員のうち4人は、非常勤とする。
- ③ 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- ④ 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織(地方自治法第263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。
- ⑤ 任期等 (64)
 - (I)委員長及び委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員長又は委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (Ⅱ)委員長及び委員は、再任されることができる。
 - (Ⅲ) 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
 - (IV) 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第3項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- ⑥ 身分保障(65)

委員長及び委員は、以下のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、そ の意に反して罷免されることがない。

破産手続開始の決定を受けたとき

この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき

禁錮以上の刑に処せられたとき

委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき

3章

一般知識等 05

⑦ 罷免 (66)

内閣総理大臣は、委員長又は委員が上記⑥のいずれかに該当するときは、そ の委員長又は委員を罷免しなければならない。

⑧ 委員長(67)

- (I)委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- (II) 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合 に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

9 会議 (68)

- (I)委員会の会議は、委員長が招集する。
- (Ⅱ) 委員会は、委員長及び4人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、 議決をすることができない。
- (Ⅲ) 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (IV) 罷免事由でもある心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認定をするには、本人を除く全員の一致がなければならない。
- (V)委員長に事故がある場合の委員長を代理する者は、委員長とみなす。

⑩ 専門委員 (69)

- (I)委員会に、専門の事項を調査させるため、非常勤の専門委員を置くことができる。
- (Ⅱ)専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理が任命する。
- (Ⅲ) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

① 事務局(70)

- (I)委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置き、事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- (Ⅱ)事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

⑫ 政治運動等の禁止(71)

- (I)委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は 積極的に政治運動をしてはならない。
- (II) 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

③ 秘密保持義務 (72)

委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密 を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

④ 給与(73) 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

⑤ 規則の制定(74)

委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は 法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定 することができる。

7. 民間団体による個人情報の保護の推進

1 認定 (47)

●記定個人情報保護団体とは

個人情報取扱事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

この認定を受けた者を「認定個人情報保護団体」という。

なお、認定個人情報保護団体の認定を取り消された者は、取消しの日から2年経過しないと、再び認定を受けることはできない(48I)。

- ① 業務の対象となる個人情報取扱業者等(以下「対象事業者」という。)の個人情報等の取扱いに関する第52条の規定による苦情の処理
- ② 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に 対する情報の提供
- ③ その他、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

641

3

章

一般知識等

05

②手続き

上記 の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

個人情報保護委員会は、この認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

2 苦情の処理 (52)

認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の 取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、当該対象事業者に対し、 その 苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

③ 適用除外 (76)

次の個人情報取扱事業者が、個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が次の目的であるときは、個人情報取扱事業者の義務等はない。

対象者	目的
放送機関、新聞社、通信社その他の報道 機関(報道を業として行う個人を含む。)	報道の用に供する目的
著述を業として行う者	著述の用に供する目的
大学その他の学術研究を目的とする機関 若しくは団体又はそれらに属する者	学術研究の用に供する目的
宗教団体	宗教活動(これに付随する活動を 含む。)の用に供する目的
政治団体	政治活動(これに付随する活動を 含む。)の用に供する目的

3. 行政機関個人情報保護法

1.目的

この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報 (行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。) の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の

適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな 国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつ つ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

Check Point

個人情報保護法が改正されたことにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律も改正されている。

2. 定義

3

章

一般知識等

個人情報保護

□個人情報とは何か(2II)

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、以下 に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

個人識別符号(※)が含まれるもの

• Check Point

個人情報保護法では、特定個人の識別可否判断における他の情報との照合について「容易に照合することができ」となっているが、本法では削除されており「容易性」は求められない。この違いは、個人情報保護法は、民間事業者が保有する個人情報が対象であり、営業の自由への配慮から個人情報をある程度限定する必要があるのに対し、本法は行政機関が保有する個人情報が対象であり、より厳格で広範な個人情報保護が必要と考えられたからである。

※個人識別符号

この法律において「個人識別符号」とは、以下に掲げるものいずれかに該当する 文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

643

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

②要配慮個人情報とは何か(2N)

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、 犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見 その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令 で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

③保有個人情報とは何か(2V)

この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(行政機関情報公開法)第2条第2項に規定する行政文書)に記録されているものに限る。

Check Point

保有個人情報は、個人情報保護法の「保有個人データ」と類似する概念だが、「保有個人データ」には「職務上作成又は取得」「組織的に利用」などの要件がない。

4個人情報ファイル(2VI)

この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、以下に掲げるものをいう。

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

上記に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、 その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

Check Point

個人情報ファイルは、個人情報保護法の「個人情報データベース等」の概念にほぼ等しい。

5 非識別加工情報 (2VII)

この法律において「非識別加工情報」とは、以下に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。)の区分に応じて定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。)と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第44条の10第1項において同じ。)ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

個人情報の種類	非識別加工の方法
第2項第1号に該当する個人情報	当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有 しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
第2項第1号に該当する個人情報	当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する こと(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を 有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

645 646

3章

一般知識等

3. 行政機関における個人情報の取扱い

①保有の制限等(3)

行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

そして、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有することはできない。

また、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行うことはできない。

個人情報保護法でも、利用目的の特定を求める規定はあるが、保有の制限はかけられていない。

②利用目的の明示(4)

行政機関は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得すると きは、次の場合を除き、**あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示**しなければならない。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- ② 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の**生命、身体、財産その他の権利利益を害する**おそれがあるとき
- ③ 利用目的を本人に明示することにより、公的機関等が行う事務又は事業の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

③正確性の確保(5)

行政機関の長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去 又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

4 安全確保の措置(6)

行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個 人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 また、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う 場合についても、同様に安全確保の措置を講じなければならない。

5 従事者の義務(7)

個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

6利用及び提供の制限(8)

行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、目的外利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときを除き、次の場合には目的外利用・提供ができる。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
- ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
- ④ その他専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、 その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき

4. 開示、訂正及び利用停止

1開示

①開示請求権者(12)

何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

また、未成年者又は成年被後見人の**法定代理人**は、本人に代わって**開示請求をすることができる**。

647

3章

一般知識等

05

個人情報保護

- ① 「何人も」であるから、外国人も、海外在住者も対象になる。
- ② 個人情報保護法では、任意代理人による各種請求が許容されているが、 行政機関個人情報保護法では、法定代理人に限定されている。

2 開示請求の手続

(I)提出(13)

開示請求は、開示請求者の氏名及び住所等並びに記録されている行政文書の名称等を記載した書面 (開示請求書) 並びに本人又はその法定代理人であることを示す書類を行政機関の長に提示・提出してしなければならない。

(Ⅱ) 手数料(26)

開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で 定める額の手数料を納めなければならない。

なお、手数料の額を定めるにあたっては、できる限り利用しやすい額とするよう 配慮しなければならない。

3保有個人情報の開示義務(14)

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

4 不開示情報が含まれている場合

(I) 部分開示(15)

◎行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 ◎開示請求に係る保有個人情報に14条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、上記◎の規定を適用する。 (Ⅱ) 裁量的開示(16)

行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、 開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

⑤開示請求に対する措置(18 ~ 20)

行政機関の長は、開示請求を受けて、開示するか、しないかの決定をした場合、開示請求者に対し、原則としてその旨等を書面で通知しなければならない。 また、開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができる。

さらに、特例として、保有個人情報が著しく大量であり、60 日で処理できない 事情がある場合は、とりあえず相当部分の開示をすることも認められている。

Check Point

行政機関の長は、原則的期限(30日以内)に開示できない場合、開示請求 権者に対しその理由や延長期限について書面による通知義務がある。 なお、個人情報保護法では、開示決定等について書面での通知は、義務付け られていない。

2訂正

①訂正請求権者(27 I II)

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報の内容が事実でないと思うときは、 他の法令に特別の定めがある場合を除き、当該保有個人情報を保有する行政機 関の長に対し、**当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む)を請求するこ** とができる。

また、未成年者又は成年被後見人の**法定代理人**は、本人に代わって**訂正請求をすることができる**。

2期間制限(27 Ⅱ)

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

·Check Point·····

訂正請求は、開示請求の前置が要件となっている。

649

3章

一般知識等

訂正請求は、訂正請求者の氏名及び住所等並びに開示文書の開示日等並びに訂 正請求の趣旨等並びに本人又はその法定代理人であることを示す書類を行政機関 の長に提示・提出してしなければならない。

○保有個人情報の訂正義務(29)

行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由がある と認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な 範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

⑤訂正請求に対する措置(30~32)

行政機関の長は、訂正請求を受けて、訂正するか、しないかの決定をした場合、 訂正請求者に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

また、訂正決定等は、原則として訂正請求があった日から **30 日以内**にしなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、**30 日以内に限り延長**することができる。

さらに、特例として、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の 期間内に訂正決定等をすることも認められている。

··· Check Point

行政機関の長は、原則的期限(30日以内)に訂正決定等をできない場合、 訂正請求権者に対しその理由や延長期限について**通知義務**がある。

3利用停止

①利用停止請求権者(36 ⅠⅡ)

何人も、自己を本人とする保有個人情報について、下記表の右側の事項に該当すると思うときは、他の法令に特別の定めがある場合を除き、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の措置(利用停止)を請求することができる。

また、未成年者又は成年被後見人の**法定代理人**は、本人に代わって**利用停止請求をすることができる**。

利用の停止 又は消去	適法に取得されたものでない場合
	個人情報の保有制限に違反して保有している場合
	個人情報の利用制限に違反している場合
提供の停止	個人情報の提供制限に違反している場合

②期間制限(36 Ⅲ)

利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から **90 日以内**にしなければならない(つまり、**開示請求の前置が要件**)。

3利用停止請求の手続(37)

利用停止請求は、利用停止請求者の氏名及び住所等並びに開示文書の開示日等 並びに利用停止請求の趣旨等並びに本人又はその法定代理人であることを示す書 類を行政機関の長に提示・提出してしなければならない。

□保有個人情報の利用停止義務(38)

行政機関の長は、利用停止請求があった場合、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、利用停止をしなくてもよい。

5利用停止請求に対する措置(39~40)

行政機関の長は、利用停止請求を受けて、利用停止するか、しないかの決定をした場合、利用停止請求者に対し、その旨を書面で通知しなければならない。また、利用停止決定等は、原則として利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができる。

さらに、特例として、利用停止等に特に長期間を要すると認めるときは、**相当の** 期間内に利用停止決定等をすることも認められている。

行政機関の長は、原則的期限(30日以内)に利用停止決定等をできない場合、利用停止請求権者に対しその理由や延長期限について書面による通知義務がある(31、32)。

652

3

章

一般知識等

5. その他

1 不服申立て (42)

行政機関個人情報保護法は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服申立前置主義を採用していないため、不服申立てによるか、取消訴訟によるか、両者を同時にするかは、当事者の意思によって、自由に選択することができる(自由選択主義)。

そして、行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、一定の場合を除き(不適法却下する場合、不服申立てによる請求を全面的に認容する場合など)、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

: Check Point

個人情報保護法では認定個人情報保護団体が苦情の申出を受けてその処理 をするにあたり、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する必要はない。

2 適用除外 (45)

開示請求、訂正請求、利用停止請求の規定は、次に係る保有個人情報については、適用除外となっている。

その趣旨は、就職する際に開示請求結果を提出させて、前科等の審査に用いられることによって本人の社会復帰を妨げる弊害等に配慮したものである。

刑事事件又は少年の保護事件に係る裁判

検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行等

③苦情の処理 (48)

行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ 迅速な処理に努めなければならない。

4罰則 (55)

行政機関個人情報保護法では、民間と比較してより厳格な取扱いが求められることから、行政機関の職員若しくは職員であった者に対する罰則規定が設けられており、不正な個人情報の提供、盗用、収集をしたときは、懲役刑又は罰金刑に

処せられる。

また、偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処せられる。

4. 情報公開・個人情報保護審査会設置法

1.情報公開・個人情報保護審査会とは何か

次に掲げる法律の規定による<mark>諮問に応じ</mark>不服申立てについて調査審議するため、 総務省に、設置される審査会である(2)。

- ①行政機関の保有する情報の公開に関する法律19条
- ②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律19条
- ③行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律43条
- ④独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律43条

Check Point · · ·

- ① 情報公開・個人情報保護審査会は、あくまでも諮問機関であって、直接に 不服申立てをする機関ではない。
- ② 諮問機関であるから、その答申には厳格な法的拘束力はなく、諮問した 行政庁はその答申を尊重して裁決・決定をするにすぎない。
- ③ 不服申立てを審査する行政機関の長が会計検査院長である場合は、本法 の対象ではなく、会計検査院法に基づく会計検査院情報公開・個人情報 保護審査会が対応する。

653 654

3

一般知識等

05